

令和 6 年 第 1 2 回 農業委員会 議事録

令和 6 年 1 2 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分に第 1 2 回 農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹 原 哲	2 番 近 藤 剛	3 番 沼 澤 克 己
4 番 五十嵐 純 一	5 番 西 塚 喜 行	6 番 西 塚 孝 也
7 番 高 橋 央	8 番 星 川 敬 夫	9 番 大 崎 清 孝
1 0 番 後 藤 一 彦	1 1 番 本 間 俊 悦	1 2 番 伊 勢 村 孝 之
1 3 番 石 川 富士太郎	1 4 番 笹 原 光 政	1 5 番 小 松 栄 作
1 6 番 齋 藤 吉 勝	1 7 番 山 口 栄 子	1 8 番 鈴 木 藤 光
1 9 番 星 川 礼 子		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

6 番（西塚 孝也） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

5 番（西塚 喜行） 1 8 番（鈴木 藤光） 番（ ） 番（ ）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長補佐	田中 誠	事務局係長	渡辺 美由紀
事務局主事	菅野 幹太		

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|--|
| 報第21号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 議第44号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第45号 | 非農地証明について |
| 議第46号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第47号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |
| 議第48号 | 農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明願
について |
| 議第49号 | 農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格
証明願について |

令和 6 年 第 1 2 回 農業委員会 議事録

尾花沢市農業委員会令和 6 年第 1 2 回通常総会を 1 2 月 2 5 日（水）市役所大会議室において午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（事務局 田中局長補佐）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 田中局長補佐）

ご着席願います。5 番西塚喜行委員、1 8 番鈴木藤光委員より欠席する旨、6 番西塚孝也委員より遅れる旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は 1 6 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

なお、本日の総会は、農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定により、星川敬夫会長職務代理者が会長の職務を行います。では、職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。

（星川敬夫職務代理）

おはようございます。令和 6 年最後の総会になります。不慣れでございますので、委員各位の絶大なるご協力を賜りますようお願いいたしまして挨拶といたします。

（事務局 田中局長補佐）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められております。本日は、星川職務代理者が議長となりますので、よろしくをお願いいたします。

（議 長）

本日の総会は、私が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。これより令和6年第12回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、3番沼澤克己委員、4番五十嵐純一委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いたします。事務局長補佐。

（事務局 田中局長補佐）

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

（以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。）

（議長）

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

（なしの声あり）

（議長）

ご質問も無いものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第21号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

（事務局 挙手）

（議長）

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、報第21号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁から7頁をご覧ください。案件は19件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、No.1からNo.9は別人への貸借を予定するもので、9件です。No.10からNo.13は別人へ売買をするもので、4件です。No.14からNo.16は同人へ売買するもので、3件です。No.17からNo.19は自作予定とのことで3件です。

なお、No.19は、借りていた土地を遺贈により取得したため、渡人と受人が同じになっております。前所有者と機構を通しての貸し借りでしたので、この度解約となります。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第21号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が11件、賃貸借権の設定が9件、使用貸借権の設定が1件です。

8頁のNo.1から10頁のNo.11までが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが3件、労力不足によるものが2件、相手方の要望によるものが4件です。その他及びその他贈与によるものが2件です。

11頁No.12から14頁No.21までが賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが2件、労力不足によるものが7件、相手方の要望によるものが1件です。

No.1からNo.21は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。これより議第44号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第４５号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第５班主任、本間俊悦委員の報告・説明を求めます。

（１１番 本間俊悦委員 報告・説明）

（議 長）

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議 長）

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第４５号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議 長）

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第４６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第５班主任、本間俊悦委員の報告・説明を求めます。

（１１番 本間俊悦委員 報告・説明）

（議 長）

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第４６号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第４７号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限により、３番沼澤克己委員、１６番齋藤吉勝委員、１９番星川礼子委員の退席を求めます。

(３番 沼澤委員 退席)

(１６番 齋藤委員 退席)

(１９番 星川委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第４７号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。

議案書２５頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からです。今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借が新規２９件、再設定１２件、機構法による転貸が４件、所有権移転１３件です。申請地はすべて農振農用地区域内の土地で、面積が

３９．８aです。

続いて、対象人数は相対の賃貸借の新規が出し手２９名、受け手１１名、再設定は出し手１２名、受け手８名、転貸は受け手、出し手ともに４名、所有権移転が出し手１３名、受け手１１名です。

１０a 当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

２６頁からは個別状況です。賃貸借の新規が４０頁まで、賃貸借の再設定が４１頁から４５頁まで、４６頁は取り下げのありました内容になりますので欠番です。転貸が４７頁から５０頁まで、所有権移転が５１頁から５６頁までです。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしく願います。

（議長）

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

（なしの声あり）

（議長）

質疑も無いようですので、終結いたします。これより議第４７号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（議長）

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。３番沼澤克己委員、１６番齋藤吉勝委員、１９番星川礼子委員復席願います。

（３番 沼澤委員 復席）

（１６番 齋藤委員 復席）

（１９番 星川委員 復席）

(議 長)

次に、議第４８号「農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明願いについて」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第４８号「農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明について」ご説明いたします。議案書５７頁および５８頁をご覧ください。

農地の生前一括贈与をし、贈与税の納税猶予の適用を受けた方は、３年毎に猶予継続の申請をすることとなっており、その申請年に当たる方が一覧のとおりとなります。

贈与を受けた方が贈与農地を耕作し農業経営しているか否かで、適格証明ができるかを審査していただきます。よろしくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第４８号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第４９号「農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格証明願いについて」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第４９号「農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格証明願いについて」ご説明いたします。議案書５９頁および６０頁をご覧ください。

農地の生前一括贈与をし、不動産取得税の徴収猶予が適用された方は、３年毎に猶予継続の申請をすることとなっており、その申請年に当たる方がこの一覧の方々です。

贈与を受けた方が贈与農地を耕作し農業経営しているか否かで、適格証明ができるかを審査していただきます。よろしくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより議第４９号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和6年第12回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時34分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和6年12月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____